

今金町経営・雇用持続応援金交付要綱

令和3年 3月 9日
今金町要綱第 7 号

(通則)

第1条 今金町経営・雇用持続応援金（以下「応援金」という。）の交付については、今金町補助金等交付規則（昭和53年今金町規則第4号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症感染拡大・防止等の影響により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、にぎわいを取り戻せる間を下支えし、経営や雇用を持続するための経費の一部として、応援金を支給することを目的として行う。

(応援金交付対象事業者)

第3条 応援金交付対象事業者の範囲は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計調査として実施する令和3年度経済センサスー活動調査暫定名簿に掲げられている事業者であって、さらに主たる営業形態を日本標準産業分類によって分類した結果が、次の各号に掲げる産業分類に該当する事業者とする。

- (1) 大分類Eー製造業
 - (2) 大分類Hー運輸業、郵便業のうち、中分類43ー道路旅客輸送業
 - (3) 大分類Iー卸売業、小売業、ただし、中分類53ー建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、中分類60ーその他の小売業・小分類603ー医薬品・化粧品小売業のうち、細分類6033ー調剤薬局は除く。
 - (4) 大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業、ただし、中分類72ー専門サービス業は除き、中分類74ー技術サービス業は、小分類746ー写真業のみ対象とする。
 - (5) 大分類Mー宿泊業、飲食サービス業、ただし、中分類ー77持ち帰り・配達飲食サービス業は除く。
 - (6) 大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業
 - (7) 大分類Oー教育、学習支援業、ただし、中分類ー81学校教育は除く。
 - (8) 大分類Rーサービス業、ただし、中分類ー91職業紹介・労働者派遣業、93政治・経済・文化団体、94宗教、96外国公務は除く。
- 2 前項のほか、経済センサスー活動調査暫定名簿に掲載のない事業者であっても、営業開始していることが明らかである事業者は交付対象事業者とする。ただし、営業許可証等、現に営業していることが明らかとなる書類の写しの提出があった場合のみとする。

(対象事業者の詳細要件)

第4条 対象事業者の詳細要件は、前条に該当し、さらに次の各号のいずれかを満たし、今後も営業等を継続する意思を確約できる事業者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票に登録されている個人事業主
- (2) 今金町内で営業する事業者で法人町民税の申告義務を果たしている事業者、または、営業に供する建物等を町内に有し、固定資産税等を納付している等の事業者

(応援金の種類及び額)

第5条 応援金の種類及び額は次のとおりとする。

- (1) 第3条及び第4条の要件を満たす個人事業者への基本応援金 20万円

(2) 第3条及び第4条の要件を満たす法人事業者への基本応援金 30万円

- 2 前条各号の基本応援金のうち、さらに要件として、申請日の直近3箇月間（申請日月を含むこともできる。）で、延べ営業日が30日以上の上業者は基本応援金の全額を支給し、延べ営業日が29日以下の業者は基本応援金の半額を支給するものとする。
- 3 第1項各号の基本応援金のほか、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項で定義する被保険者を雇用する適用事業主には、その被保険者一人につき3万円を応援金として加算する。なお、被保険者の数は、申請日の前月末時点の状況によるものとする。

（応援金の交付申請）

第6条 応援金の交付を受けようとする事業者は、応援金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる関係書類の写しを添えて町長に提出するものとする。ただし、今金町商工会会員のうち、今金町商工会の事前審査を受け、様式第1号に記載内容の相違がない旨の証明印等がある場合は、関係書類の写しの添付を省略できるものとする。

- (1) 現に営業していることを証明できる書類の写し
- (2) 法人である場合はそれを証明できる書類の写し
- (3) 第5条第2項に基づく延べ営業日が確認できる書類の写し
- (4) 雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格喪失届の写し

（応援金の交付決定）

第7条 町長は、前条に基づく申請を受理したときは、その内容を審査・確認し、速やかに応援金支給の可否を決定するものとする。

- 2 町長は前項の規定により応援金の交付を決定し、又は却下しようとするときは、当該申請を行った事業者に対し、応援金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（応援金の交付申請受付期間）

第8条 第6条に基づく交付申請受付期間は応援金交付要綱公布の日から令和3年4月30日までとする。

（応援金の取消等）

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該応援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 応援金の交付の決定の内容に違反していたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により応援金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（応援金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により応援金の交付の決定を取り消した場合において、既に応援金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

- 2 前項の規定により、応援金の返還の通知を受けた事業者は、受理した日から90日以内に応援金を返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日からから施行する。